

秘密保持に関する誓約 Non-disclosure agreement

一般社団法人体験設計支援コンソーシアム（以下、「CXDS」という）の会員間の協業によって行われる共創プロジェクト（以下、「本業務」という）に参加するにあたり、会員間で開示される情報の取扱いについて、次の通り秘密保持に関する誓約（以下、NDA という）をいたします。

第1条（NDAの目的）

本NDAは、CXDSの会員間のトラブルを未然に防ぐことを目的とする。

万一、協議等が必要になった時にはCXDSが調停を行うが、原則として会員相互で解決するものとする。

第2条（秘密情報）

1. NDAにおける秘密情報とは、本業務に関連して開示される次の情報をいう。
 - (1) 書類その他有形の媒体に記録された情報または電磁的記録によって開示された情報であって、秘密である旨（例 Confidential等）が明示された情報
 - (2) 口頭その他有形以外の方法により開示された情報であって、開示の際に秘密である旨の指定を受け、開示後30日以内に書面にて秘密である旨の通知がなされた情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、NDAにおける秘密情報として取扱わないものとする。
 - (1) 開示を受ける前に、公知であった情報
 - (2) 開示を受けた時点で、既に自己が保有していた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
 - (5) 開示された秘密情報によらず、独自に開発した情報
 - (6) 公的機関の要請または法令に基づき必要最小限の範囲で開示される情報

第3条（秘密保持義務）

1. 情報開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しないものとする。
2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって厳重に秘密情報を保管・管理するとともに、漏洩防止のための合理的な情報管理措置を講じるものとする。

第4条（従業員等への開示）

会員は、本業務に関して秘密情報を知る必要があり、かつ秘密情報の守秘義務を負う役員、従業員に対してのみ秘密情報を開示し、それ以外の者には秘密情報を開示しないものとする。

第5条（目的外使用の禁止）

情報開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を本業務以外の目的に一切使用してはならない。

第6条（秘密情報の複製）

1. 本業務の遂行に必要な範囲を超えて秘密情報を複写または複製してはならない。
2. 秘密情報の複写・複製物は、NDAにおける秘密情報として取扱うものとする。

第7条（秘密情報の返還）

NDA が終了したときまたは情報開示者から請求があったときは、その指示に従い、秘密情報を遅滞なく返還または破棄するものとする。

第8条（知的財産権）

本業務の秘密情報に基づき発明、考案または意匠の創作を行った場合、その当事者は直ちに書面にて関連する全ての情報開示者へ通知し、知的財産権の帰属およびその取扱いについて協議するものとする。

第9条（権利不許諾の確認）

NDA に基づく秘密情報の開示は、秘密情報の所有権の移転や秘密情報に係る著作権、特許権等の知的財産権の譲渡、実施または使用等何らの権利を許諾するものではない。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

本業務に関わるものは、CXDS 理事会の書面による事前の承諾を得ることなく、NDA により生じた権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供し、その他一切の処分を行ってはならない。

第11条（損害賠償等）

本業務に関わるものは、NDA に違反し、秘密情報を第三者に開示または漏洩した場合、当該情報の開示者は、開示または漏洩した者に対し損害賠償および差止めその他必要な措置を請求することができる。

第12条（有効期間）

NDA の有効期間は、CXDS 入会の日から退会の日までとする。

第13条（存続条項）

NDA が終了した場合であっても、第2条、第5条、第6条、第7条、第10条及び第14条の規定は、NDA 終了後も当該事由が消滅するまで有効に存続するものとする。

第14条（疑義解決）

NDA に関する疑義または定めのない事項については、CXDS 理事会と協議のうえ、これを解決するものとする。

NDA の承諾を証するため、会員はこの誓約書を入会時に捺印のうえ、CXDS 理事会に提出し、控えを会員が保有する。

年 月 日

会員：(住所)

(会社名)

(代表者)

印